令和９年度

障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

（障害者委託訓練）

企 画 提 案 公 募 要 領

～昨年度公募内容から変更のあった箇所は赤字で示しています～

沖縄県商工労働部労働政策課

目次

１　障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の目的 ..... - 3 -
２　訓練開始までの流れについて ..... - 3 -
３　令和９年度訓練実施計画 ..... - 4 -
４　訓練コースの概要 ..... - 4 -
５　委託訓練実施に係る共通事項 ..... - 8 -
６　訓練期間・時間について ..... - 9 -
７　訓練支援機器賃貸借費について ..... - 10 -
８　委託費の減額 ..... - 12 -
９　委託先機関の業務 ..... - 12 -
１０　令和９年度の各種日程案は下記のとおり ..... - 13 -
１１　説明会の開催、質問の受付 ..... - 13 -
１２　障害者委託訓練企画提案書一式の提出について ..... - 14 -
１３　委託訓練受託希望機関への通知等 ..... - 15 -
１４　契約保証金について ..... - 15 -
１５　訓練生の選考に関する注意事項 ..... - 16 -
１６　労働者災害補償保険の特別加入について ..... - 16 -
１７　訓練受講中の事故発生に備えた取扱い ..... - 16 -
１８　再委託について ..... - 16 -
１９　厚生労働省が実施するご意見・ご要望をいただく仕組みのご案内 ..... - 17 -

令和９年度障害者の多様なニーズに対応した委託訓練に係る企画提案公募について

本公募では委託先候補として選定するものであり、令和９年度の沖縄県予算の成立及び委託契約をもって正式な決定となります。

また、国の委託訓練実施要領等に変更があった場合、公募内容も変更になりますので、その際はＨＰ等を通して周知します。

Ⅰ　障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の目的

企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用し、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した委託訓練を実施し、就職又は雇用の継続に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障害者の就職の促進又は雇用の継続をサポートすることを目的としています。

２　訓練開始までの流れについて

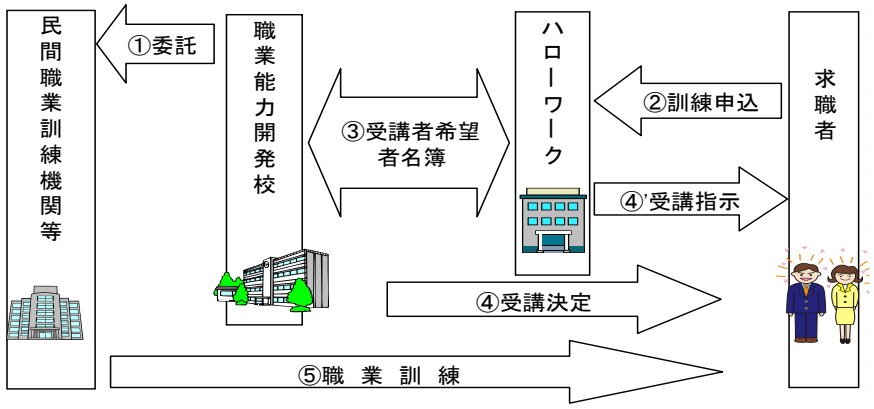

３　令和９年度訓練実施計画

コース名	開講月	１コース定員	訓練期間（原則）	訓練内容
知識・技能習得訓練コース（集合訓練）	R９.６月～R10.１月	15名以内	３か月（6か月まで延長可）	就職に必要な知識・技能の習得を図るため、民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等を委託先として実施するコース
障害者向けデュアルシステム訓練	R9.6月～R9.９月	５名以内	４か月	上記知識・技能習得訓練コースの座学等に職場実習を組み合わせたコース
実践能力習得訓練コース	R9.6月～R10.１月	５名以内	３か月（4か月まで延長可）	就職に必要な実践的な職業能力の開発・向上を図るために企業等を委託先として事業所現場を活用して実施するコース

※上記訓練計画はあくまで目安であり、国の内示、県予算の成立状況、申請状況等により変更になる可能性があります。

※訓練は年度内で終了させること。ただし、実践能力習得訓練コースについては３月までに訓練を修了することとする。

４　訓練コースの概要

以下に記載する委託費については、委託先の請求により、訓練の行われた期間又は時間について、訓練終了後に支払いを行う。また、委託先機関が委託契約の内容又は委託契約に付した条件に違反した場合には、当該委託先機関は県がすでに支払った委託料の額の全額又は一部を返還することとする。

（１）　知識・技能習得訓練コース（集合訓練）

訓練内容：　就職に必要な知識・技能の習得を目的とした、座学及び実技による集合訓練を主とするコース。

※訓練期間内に職場実習（１か月未満）を組み合わせることも可。実習先については各々の委託先で開拓の上、事前に県の承認を得ることとします。また、職場実習の実施にあたっては実習先と再委託契約等を締結していただくとともに、実習期間中の出席状況の把握、フォロー等も併せて行っていただきます（訓練実施決定後、再委託契約書等の写しを提出していただきます）。

訓練定員：　２名～15名以内（なお、様式２に最小開講可能定員数を記載すること）

訓練期間：　原則３か月

※内容により、６か月まで設定可。但し、３か月を超えるコース設定を行う場

合は、その必要性について説明資料を添付すること。（別添様式参照）

委託費：　受講者１人１か月当たり上限６４,000 円（税抜）

就職支援経費：対象就職者１人１か月（上限３月まで）当たり 20,000 円（税抜）

職場実習の推進費：受講生１人当たり 10,000 円（税抜）

※１か月未満かつ６時間以上実施した場合

※対象就職者

就職支援経費の対象となる就職者は、以下のいずれかに該当する者とします。

①就職のための中退の日又は訓練修了日の翌日から起算して３か月以内（以下「対象期間内」という。）に雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）として内定を受けた者若しくは雇用された者又は雇用保険適用事業主となった者であること。

②労働者派遣事業（有期雇用派遣）により派遣される場合は、対象期間内に派遣先に就業（就業予定は除く）した者であること。

③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）における障害福祉サービス（就労継続支援事業Ａ型等）により雇用される者でないこと。

※就職支援経費に係る委託先機関の業務

イ　就職支援業務

委託先機関は、就職支援経費に係る業務（以下「就職支援業務」という。）について、公共職業安定所と連携を図りながら、訓練期間中及び訓練終了後を通じ受講者の就職促進に努めることとする。就職支援業務は、受講者の障害特性や生活状況、関係機関の支援状況等に留意の上実施することとする。

具体的な就職支援業務は、職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導、キャリアコンサルティング、職業相談、求人開拓、求人情報の提供、職業紹介（無料の職業紹介の届出又は許可を受けている場合及び有料職業紹介の許可を受けている場合に限る）、就職支援責任者の配置等、受講者の就職に資する取組とする。

ロ　就職支援責任者の業務

委託先機関に就職支援責任者を設置し、受講者に対して就職支援を行うものとする。就職支援責任者の業務内容は次のとおりとする。

・過去の受講者に係る就職実績等を踏まえた障害の態様に応じた就職支援の企画及び立案
・受講者に対するキャリアコンサルティング等の就職支援の適切な実施及び管理
・就職支援に関し、能力開発校、福祉施設、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、公共職業安定所等の関係機関及び受講者の就職先候補となる事業主、事業主団体等と連携し、受講者の特性や能力等の把握、求人情報の収集及び受講者への情報提供
・訓練修了者及び就職のための中途退校者の就職状況の把握、管理及び報告

・その他就職支援業務

※職場実習の確認方法

訓練終了後に「職場実習実施報告書」を提出すること。提出に当たっては、内容について受入先事業所の確認を受けたことがわかる書類（「職場実習実施報告書 受入先事業所確認票」又は準じた任意様式）及び訓練生の確認を受けたことがわかる書類（「職場実習実施報告書 受講者確認票」又は準じた様式）を添付すること。

(2) 知識・技能習得コース（障害者向けデュアルシステム訓練）

訓練内容： 座学等の集合訓練に加え、座学等で習得した知識・技能の応用、定着を図るための職場実習を組み合わせて実施するコース。実習先については各々の委託先で開拓の上、事前に県の承認を得ることとします。また、職場実習の実施にあたっては実習先と再委託契約等を締結していただくとともに、実習期間中の出席状況の把握、フォロー等も併せて行っていただきます（訓練実施決定後、再委託契約書等の写しを提出していただきます）。

訓練定員： 2～5 名以内（なお、様式２に最小開講可能定員数を記載すること）

訓練期間： 原則４か月（座学等３か月＋職場実習１か月）

委託費： 【集合訓練】 受講者１人１か月当たり上限６４,000 円（税抜）

【職場実習】 受講者１人１か月当たり上限 100,000 円（税抜）

就職支援経費：就職者１人１か月（上限３月まで）あたり 20,000 円（税抜）

※就職支援経費の単価、対象となる就職者の取扱い、就職支援経費に係る委託先機関の業務、職場実習の確認方法については、４(1)と同様とします。

※就職状況が追跡困難等となっている訓練修了者の就職状況の確認制度について

上記（1）（2）の知識・技能習得コースについて、条件を満たした場合に就職状況が追跡困難又は未回答（以下「追跡困難等」という。）となっている訓練修了者の就職状況の確認制度（以下、確認制度）を利用できることとなりました。

契約締結時に確認制度を利用するかしないかを選択していただき、制度を利用する場合は、企画提案公募時に契約期間を訓練終了後１３０日以内に設定、利用しない場合は１００日以内で設定するかを選択していただきます。

〈確認制度利用の条件〉

委託先機関は、就職状況が追跡困難等となっている訓練修了者について就職支援経費の対象となる就職の有無を安定所の保有する情報により確認を希望する場合、就職状況報告書の回収率が８０％以上（受講生が５人未満の場合は 50%以上）の場合（受講生が１人のみの場合を除く）であり、かつ事前に就職支援業務の内容を委託契約書に明示した上で、当該訓練修了者が公共職業安定所から訓練にあっせんされている場合に限り、照会することができる。

〈確認制度利用の流れ〉

(1)　照会を希望する場合は、訓練終了日の翌日から起算して１００日以内に、就職状況の暫定的な把握結果を職業能力開発校へ報告し、この際、確認を希望する訓練修了者が追跡困難等となった経緯に係る報告書を併せて提出すること。

(2)　職業能力開発校は、追跡困難等となった訓練修了者の就職状況を安定所に確認の上、就職支援経費の対象となる就職の有無を、委託先機関に回答する。

(3)　委託先機関は職業能力開発校からの回答を踏まえ、訓練修了日の翌日から起算して１３０日以内に、最終的な就職状況の把握結果を再報告すること。

※安定所に照会しない場合や、照会した結果修正が無い場合でも、暫定報告と同内容で最終報告を行うこと。

＜就職状況報告書の回収率＞

就職状況報告書の回収率＝（ａ＋ｂ）÷（ｃ＋ｂ）×１００

ａ：修了者のうち就職状況報告書が提出された者の数

ｂ：中退就職者数

ｃ：修了者数

(3)　実践能力習得訓練コース

訓練内容：　企業等を委託先とし、当該事業所における事業資源を有効活用し、事業主等が実際に実施している業務に関する作業実習（事業所内での座学等を含む。）を中心に、指導担当者を配置して実践的な職業能力の習得を図るコース。

訓練定員：　１～５名以内（なお、様式２に最小開講可能定員数を記載すること）

訓練期間：　原則３か月(１か月延長可)

委託費：　委託先が中小企業※である場合は、受講者１人１か月当たり上限９６,000 円（税抜）とし、それ以外については、受講者１人１か月当たり上限６４,000 円（税抜）。

※中小企業の定義

中小企業の範囲は「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」及び「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令」に定める中小企業者であり、具体的には以下のとおりとします。（社会福祉法人や NPO 法人についても下記に基づき判断します。）

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000 万円以下		50 人以下
サービス業	5,000 万円以下		100 人以下
卸売業	１億円以下		100 人以下
ゴム製品製造業	３億円以下	または	900 人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	３億円以下		300 人以下
旅館業	5,000 万円以下		200 人以下
その他の業種	３億円以下		300 人以下

5　委託訓練実施に係る共通事項

(1)　委託訓練コースの設定にあたっては、障害者の職業能力の開発に資する職業訓練であって、障害者の態様及び地域の障害者雇用ニーズを勘案し、障害者の就職の促進を図るために必要な職業訓練と認められるコースの設定を行います。実務に即した訓練内容の他、基礎的なビジネスマナー、模擬面接、履歴書の書き方等についても指導していただくようお願いします。

　ただし、訓練内容において、特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体接触が不可避なものについては安全面を考慮し、認めていませんのでご了承ください。

(2)　委託先及び委託訓練コースの選定にあたっては、受託希望機関から提出された申請書類（カリキュラム、過去の実績、就職支援体制、事務処理体制の状況等）を踏まえ、沖縄県商工労働部にて選定を行います。

(3)　委託先機関は、訓練の実施に加え、受講者の訓練受講状況、職業能力習得状況、訓練修了後の就職状況の把握及び報告を行うものとし、適切な職業訓練が実施できる体制が確保されていることが必要です。

(4)　委託先機関は、沖縄県内に事務所及び訓練施設を設置し、訓練全般に係る責任者１名を訓練開設施設ごとに配置し、さらに訓練実施に伴う事務手続き等を適切に実施するため最低１名以上の事務担当者を配置するとともに、事務所内に電話・ファックス・電子メールの整備を行い、連絡体制を確立してください。

(5)　障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援を行う福祉施設等が受託を希望する場合には、これら施設の本来の事業運営及び施設利用者に支障がないようにご留意ください。

(6)　事業の実施に当たって、個人情報の安全管理に必要な措置を講じる必要がありますので、個人情報取扱特記事項（別添）を遵守してください。

(7)　身体障害者を対象とした訓練を実施する場合、身体障害者向けトイレの設置や階段等段差の除去などについて、可能な範囲で工夫を講じていただきますようお願いします。

(8)　訓練に関係のない作業に従事させないこと及び安全、衛生、その他の作業条件について、

労働基準法及び安全衛生法の規定に準ずる取扱を行うことに留意すること。

(9)　受講料は、無料とすること。ただし、受講者本人の所有に帰するテキスト代等は、原則、受講者本人の負担とする。この場合にあっては、訓練に真に必要なものに限定するとともに低廉な額となるよう配慮すること。

(10)　職業訓練の実施と合わせて就職支援及び職場定着に向けた支援が重要となることから、訓練修了後の障害者就業･生活支援センター、障害者職業センター、 公共職業安定所等の各種支援機関における定着支援へ円滑に移行できる地域体制の構築を目的として、障害者職業訓練コーディネーター等とも協働の上、訓練実施期間を通じて各種支援機関と密に連携を図るものとする。

(11)　講師の配置について、以下の体制整備を行うこと。また、講師については、別紙「実務経験証明書」を提出すること。

①訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師が配置されていること。

②訓練期間中に警報発令等により休講となった場合には、あらかじめ定められた訓練期間中に欠課分の補填を行うこと。

6　訓練期間・時間について

(1)　訓練の開講時期は 6 月以降で設定してください。

(2)　訓練期間は原則 3 か月（デュアルシステム訓練については原則 4 か月）

※知識・技能習得訓練コース（集合訓練）は、内容により 6 か月まで設定可能とします。ただし、3 か月を超えるコース設定を行う場合は、その必要性について「(様式 8）訓練期間延長に係る理由書」を添付してください。

※実践能力習得訓練コースで 3 か月を超えるコース設定を行う場合は、その必要性について「(様式 8）訓練期間延長に係る理由書」を添付してください。

(3)　訓練時間は、1 か月当たり 100 時間（下限として、知識・技能習得訓練コース（集合訓練）が 80 時間、実践能力習得訓練コースが 60 時間、デュアルシステム訓練は座学の月は 80 時間、職場実習の月は 60 時間）を標準に設定してください。知識・技能習得訓練コースについては、1 単位時間を 45 分以上 60 分未満とする場合は当該 1 単位時間を 1 時間と見なすことができます。なお、開講式や修了式は訓練時間から除くこととする。

(4)　各コースとも、訓練時間は９：００～１７：００までの間に任意で設定すること。なお、原則として土、日、祝日、慰霊の日(6 月 23 日)、その他訓練機関が定める休日は休みとします。

※「その他訓練機関が定める休日」

イ　お盆等に係る休校日（3 日間のうち 1 日のみ）

ロ　年末年始に係る休校日

（12 月 29 日から 12 月 31 日及び 1 月 2 日から 1 月 3 日（1 月 1 日は国民の祝日に該当））

ハ　創立記念日に係る休校日等

ニ　その他県立職業能力開発校が認めた休校日

（ニの例：専門学校等の本科生に係る入校式、修了式等の学校行事により委託訓練を行うことが困難な日）

(5) 知識・技能習得訓練コースにおいては、訓練終了１か月前～訓練終了日までの期間内（ただし、訓練終了直前での誘導は避けてください）に、就職が決まっていない訓練生については、必ずハローワークへ誘導し、職業相談を受けさせること（※訓練時間から除く扱いになります）。なお、実践能力習得訓練コースにおいては誘導日の設定は必須ではなく推奨とします。

＜誘導の流れ＞

〇日別訓練計画表策定時に訓練終了１か月前～訓練終了日までの期間内（ただし、訓練終了直前での誘導は避けてください）にハローワークへの誘導日を設定（誘導日は午後半日）。

※訓練生が訓練を欠席又は遅刻せずに安定所へ行くことができるよう配慮すること。

〇訓練修了２か月ほど前に、ハローワークから委託先に誘導日についての確認。

※他の公的職業訓練（求職者支援訓練・機構の施設内訓練）との重複で変更となる場合が考えられる。その際は、ハローワークと調整のうえ誘導日を変更し、職業能力開発校へ速やかに変更届を提出すること。

〇誘導日の２週間前までに委託先から誘導予定者の名簿を該当ハローワークへ送付。

※訓練生は原則登録したハローワークへ来所することとするが、遠距離等の事情がある場合は委託先近郊のハローワークへの来所でも可とする。

〇誘導日３日前までにハローワークから委託先へ誘導時間について連絡。

〇訓練生は設定されたハローワークへの誘導日に就職相談を行う。

(6) 職場実習についても原則として上記(1)～(5)を満たすよう設定してください、但し、実習先の状況により就業規則等に基づき、土、日、祝日等に訓練を行う場合は、事前に沖縄県立職業能力開発校に申請し、承認を受けてください。

7 訓練支援機器賃貸借費について

各コースに記載されている金額に加え、職業能力開発校との契約締結前までに協議を行い、訓練実施期間中に、障害を補うための職業訓練支援機器及びソフトウェア（以下「障害者向け訓練支援機器等」という。）を賃貸借契約及び使用許諾契約（以下「賃貸借契約等」という。） により用意して障害特性に応じた訓練を実施した場合に、下記の通り支給。

(1) 障害者向け訓練支援機器賃貸借費の支給額

障害者向け訓練支援機器等の賃貸借契約等に要した経費は、訓練期間に見合った必要最低限の契約期間となる賃貸借契約等に係る実費（１訓練当たり税抜５万円を上限。）を支給する。ただし、年度内に複数回の訓練を実施する場合、同一委託先機関につき、年度内の上限は５万円までとする。

(2) 対象となる訓練支援機器等

障害者向け訓練支援機器賃貸借費の対象となる機器等は、 障害を補うための職業訓練支援機器及びソフトウェアとする。なお、委託先機関が受講者に無償で貸与又は利用させるもの

に限る。

ただし、次に掲げるものは、支給対象としない。

イ 自社製品を賃借する障害者向け訓練支援機器等の費用

ロ 事業主等を代表する者及びその役員が代表者となる法人から賃借する障害者向け訓練支援機器等の費用

ハ 障害者雇用促進法第 44 条第 1 項に規定する子会社（以下「特例子会社」という。）が同項に規定する親会社、又は、同法第 45 条第 1 項に規定する関係会社から賃借する障害者向け訓練支援機器等の費用

ニ 特例子会社がその親会社又はその関係会社から賃借する障害者向け訓練支援機器等の費用

ホ 特例子会社の親会社がその特例子会社又はその関係会社から賃借する障害者向け訓練支援機器等の費用

ヘ 特例子会社の関係会社がその親会社又は親会社の特例子会社から賃借する障害者向け訓練支援機器等の費用

(3) 障害者向け訓練支援機器賃貸借費の支払い

委託先の請求により、訓練の行われた期間又は時間について、訓練終了後に支払いを行う。なお、実際に機器を使用した受講者がいない場合は支払われない。

(4) 障害者向け訓練支援機器賃貸借費の対象となった機器等の制限及び減額

障害者向け訓練支援機器賃貸借費の対象となった機器等については、本事業以外の事業のために使用しないこと。

ただし、(1)に規定する上限額を超える障害者向け訓練支援機器等を賃貸借契約等することにより、訓練期間以外の部分を委託先機関が負担している場合は、委託先機関が負担する部分に相当する期間を除き、本事業以外の事業のために使用しないこと。

なお、上記の委託先機関が負担する部分に相当する期間とは、障害者向け訓練支援機器等の賃貸借契約等に係る実費から(1)で規定する上限額を減じた上で、障害者向け訓練支援機器等の賃貸借契約等に係る実費で除して割合を算出し、契約期間を乗じて算出された期間とする。

また、訓練開始後、障害者向け訓練支援機器の貸与若しくは利用を中止した場合又は委託契約を解除した場合等あらかじめ委託契約書で定めた期日前に障害者向け訓練支援機器等の賃貸借契約等を解除等した場合は、障害者向け訓練支援機器等の賃貸借契約等の解除等後の実費を基礎として、(1)に基づき算定すること。

(5) 障害者向け訓練支援機器賃貸借費の返還

委託先機関が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、当該委託先機関は県がすでに支払った委託料の額の全額又は一部を返還することとする。

(6)障害者向け訓練支援機器賃貸借費の支給を希望する場合の作業の流れ

障害者向け訓練支援機器を賃貸借契約等により使用する場合、様式２「委託訓練カリキュラム」の「障害者向け訓練支援機器」欄にその旨記載すること。なお、実際に訓練支援機器賃貸借費を支払うかどうかは契約締結時に判断し、申請コースが採択されたとしても確実に支払うわけではありません。また、使用見込みなしとしても契約締結までに協議が整えば当該費用を支払う可能性があります。

申請コースが採択された場合、委託先機関は、訓練開始前に職業能力開発校に「障害者向け訓練支援機器賃貸借費に係る訓練実施計画書」を賃貸借契約等に要する経費が確認できる書類（見積書又は契約書等）及び訓練期間に見合った必要最低限の契約期間であることが確認できる書類（パンフレット等）とともに提出し、職業能力開発校と協議の上障害者向け訓練支援機器等の名称、製造会社・型番号及び障害特性等を契約書に定める。

訓練終了後、委託先機関は、職業能力開発校に「障害者向け訓練支援機器賃貸借費に係る実績明細書」及び賃貸借契約等に要した経費が確認できる書類（契約書又は領収書等の写し等）を提出する。

８　委託費の減額

受講者が中途退所等により委託契約書で定めた期日前に訓練を終了した場合の委託費の算定は、次によるものとする。

イ　中途退所までに実施した訓練時間数が、総訓練時間数に対して８割以上である場合は、減額は行わない。

ロ　中途退所までに実施した訓練時間数が、総訓練時間数に対して８割に満たない場合は、１人当たりの委託契約額を総訓練日数（計画日数）で除して委託日額（円未満切り捨て（税抜き））を算定し、訓練開始日から中途退所日までに訓練を行った日数（遅刻、早退等があった日も含む。）を乗じることによって算出された額により委託費を支払うこととする。

(例)知識・技能習得訓練コース（集合訓練）の場合

総訓練時間数 300 時間（8 割は、240 時間）

・中途退所日までに訓練を行った時間数　245 時間　→　減額なし

・中途退所日までに訓練を行った時間数　200 時間　→　減額あり

（総訓練日数 60 日、訓練を行った日 15 日の場合(３か月×64,000 円）／60 日×15 日＝48,000 円（税抜き））

９　委託先機関の業務

カリキュラムに沿って実施する訓練業務以外の付帯業務

(1)　受講者選考に係る業務

(2)　受講者の出欠席の管理及び指導

(3)　訓練の指導記録の作成及び提出

(4)　受講者の受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出

(5)　受講者の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理

(6)　受講者の中途退校に係る事務処理

(7)　災害発生時の連絡

(8)　訓練実施状況の把握及び報告

(9)　受講者の訓練修了の把握及び報告

(10) 受講者の能力習得状況の把握及び報告

(11) 受講者の就職状況の把握及び報告

(12) 訓練修了者及び就職の為の中退者への受講者アンケートに係る報告等

(13) 受講者の訓練に係る生活指導（例.体調不良による欠席、素行不良等のケアなど）

(14) その他沖縄県立職業能力開発校が必要と認める事項（連絡体制（様式９又は任意様式）の提出など）

※　受講希望者の募集については、県が指定する様式に基づき募集要項の作成を行うほか、必要な協力を行うこと。

※　県の障害者職業訓練コーディネーター及び障害者職業訓練コーチと連携し、効果的な訓練の実施及び受講者の就職支援に努めること。

10　令和９年度の各種日程案は下記のとおり

令和9年度沖縄県委託訓練　募集業務日程表

		6月開講	7月開講	8月開講	9月開講	10月開講	11月開講	12月開講	R10.1月開講
募集期間		R9.4.1(木) ～ R9.4.20(火)	R9.5.6(木) ～ R9.5.25(火)	R9.6.1(火) ～ R9.6.24(木)	R9.7.1(木) ～ R9.7.23(金)	R9.8.2(月) ～ R9.8.24(火)	R9.9.1(水) ～ R9.9.22(水)	R9.10.1(金) ～ R9.10.22(金)	R9.11.2(火) ～ R9.11.22(月)
選考試験日		R9.5.7(金)	R9.6.7(月)	R9.7.7(水)	R9.8.5(木)	R9.9.6(月)	R9.10.6(水)	R9.11.5(金)	R9.12.6(月)
合格発表		R9.5.24(月)	R9.6.22(火)	R9.7.23(金)	R9.8.24(火)	R9.9.22(水)	R9.10.22(金)	R9.11.22(月)	R9.12.21(火)
知識・技能習得訓練コース	入校日（式）	R9.6.1(火)	R9.7.1(木)	R9.8.2(月)	R9.9.1(水)	R9.10.1(金)	R9.11.1(月)	R9.12.1(水)	R10.1.4(火)
	認定変更日	R9.6.1(火) 午後	R9.7.1(木) 午後	R9.8.2(月) 午後	R9.9.1(水) 午後	R9.10.1(金) 午後	R9.11.1(月) 午後	R9.12.1(水) 午後	R10.1.4(火) 午後
障害者向けデュアルシステム訓練	入校日（式）	R9.6.1(火)	R9.7.1(木)	R9.8.2(月)	R9.9.1(水)	－	－	－	－
	認定変更日	R9.6.1(火) 午後	R9.7.1(木) 午後	R9.8.2(月) 午後	R9.9.1(水) 午後	－	－	－	－
実践能力習得訓練コース	入校日（式）	R9.6.1(火)	R9.7.1(木)	R9.8.2(月)	R9.9.1(水)	R9.10.1(金)	R9.11.1(月)	R9.12.1(水)	R10.1.4(火)
	認定変更日	R9.6.1(火) 午後	R9.7.1(木) 午後	R9.8.2(月) 午後	R9.9.1(水) 午後	R9.10.1(金) 午後	R9.11.1(月) 午後	R9.12.1(水) 午後	R10.1.4(火) 午後

※訓練期間４カ月の実践能力習得訓練コースは９月までに開講すること。

11　説明会の開催、質問の受付

(1)　説明会について

令和９~~8~~年度沖縄県委託訓練の企画提案公募に係る業務説明会を開催しますので参加を

希望する機関は、下記の方法にて申し込みの上ご参加くださいますようお願いいたします。なお、説明会への参加は任意であり、参加状況が選定に影響を与えることはありません。また、説明会における質疑応答の内容については、後日 HP に掲載します。

開催日時：令和８年 12 月 10 日（木）　15 時 15 分～15 時 45 分（15 時受付開始）
開催場所：沖縄県庁　14 階 商工労働部会議室（沖縄県那覇市泉崎 1-2-2）
※参加申込人数が想定を大きく上回った場合、開催場所が変更となることがあります。変更する場合は改めてご連絡します。
参加方法：参加申込様式を沖縄県労働政策課 HP よりダウンロードし、必要事項をご記入の上、令和８年 12 月４日（金）までにメールにてご提出ください。
（沖縄県労働政策課人材投資推進班　登野原あて：aa058009@pref.okinawa.lg.jp）
その他：・質問がある場合は、参加申込様式に記載してください。なお、当日は事前にいただいた質問を優先して回答しますが、時間の都合上 HP 上での回答になることもありますので、ご了承ください。
・当日の資料の配布はありませんので、お手数ですが各自公募要領等を印刷の上ご持参いただくか、お持ちの PC 等でご確認お願いします。
・駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。（お車で来場される場合、当説明会の開始前に一般の委託訓練の説明会を行いますので、駐車場が混み合うことが予想されます）
・遠隔地の事業者様を対象に、同時にオンライン（Zoom）の説明会を実施します。オンラインでの参加を希望される方は、参加申込様式にその旨記載してください。なお、前日までに接続テストを実施しますが、詳細は個別に連絡します。

(2)　質問の受付について
提案に係る質問については、メールにより受付し、回答は労働政策課のホームページに掲示します（電話での回答は一切受付・回答できませんのでご了承ください）
回答掲載日　　１回目：令和８年 12 月９日（水）（質問受付期限：12 月４日(金)）
２回目：令和８年 12 月 16 日（水）（質問受付期限：12 月 11 日(金)）
〇質問の受付期間：令和８年 11 月 26 日（木）から令和８年 12 月 11 日（金）
〇受付先：沖縄県商工労働部労働政策課　人材投資推進班　担当：登野原
労働政策課代表メールアドレス：aa058009@pref.okinawa.lg.jp

12　障害者委託訓練企画提案書一式の提出について
以上の事項について御理解いただき、次年度の訓練について受託を希望する機関については、Excel データ様式１～９及び添付資料（添付資料についてはチェック表掲載順に１つの PDF データにまとめてください）を沖縄県電子申請サービスにて令和９年１月６日（水）17:00 までに提出してください。（URL: https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?temp

Seq=7502）なお、申請後は申込完了画面が表示されること、到達通知メールが届いたことを確認してください。

同一の受託希望機関が、同じ内容の訓練コースを複数提案する場合は、必ず訓練コース毎に関係資料一式を提出してください（関係資料一式揃わないものは受理いたしません。ただし、（別紙）開講希望月調査については１機関につき１部の提出で構いません）。

提案書の様式は、沖縄県商工労働部労働政策課ホームページからダウンロードできます。

13　委託訓練受託希望機関への通知等

委託訓練受託希望機関から提出された提案書については、沖縄県商工労働部内の選考委員会で審議のうえ、委託の可否を決定し、提案をいただいた全ての機関に対して、２月下旬を目処に文書にて当初計画分の結果を通知いたします。

なお、決定された訓練コースについても、時期や地域間のバランスなどを考慮し、効果的な訓練を実施するため、開始時期や定員、カリキュラム内容の変更等をお願いする場合があります。

選定後、委託先候補機関の都合により候補を辞退した場合は、次年度以降の選定でその点を考慮した選定を行う場合があります。

また、当初計画分の候補としては選定しないが、定員割れや閉講により追加訓練を実施する場合に繰り上げ選定する可能性があります。繰り上げ選定した場合は改めて通知を行い、職業能力開発校と開講月や定員等について協議を行います。なお、繰り上げ選定時点で訓練実施が難しく、辞退したとしても、そのことにより応募者が今後の選定において不利益を被ることはありません。

14　契約保証金について

応募者が集まった時点で管轄とする職業能力開発校との契約締結時に委託費支払限度額（定員又は応募者数のいずれか低い方で算定）の 10%を乗じて得た額の契約保証金を納付してください。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除されます。

①契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２箇年の間に履行期限が到来した２以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
②委託費支払限度額が 50 万円未満かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

契約保証金について、沖縄県財務規則第 105 条に定める通り、地方自治法第 234 条の２第２項本文の規定に該当する場合を除き、契約履行の確認又は検査終了後に還付します。

【参考】地方自治法第 234 条の２第２項
普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の

賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

15　訓練生の選考に関する注意事項

委託先において訓練生の選考を行っていただきますが、面接の際に現在結婚・妊娠しているか、今後の結婚・妊娠の可能性など、適性・能力に関係の無い事項に関する質問をすることは、非常に不適切ですので控えてください。

また、集団面接試験時には、プライバシーに関すること等、他の受験者の前で発言しにくい場合は無理に返答する必要が無い旨を面接開始前に周知したり、文書（面接シート等）で回答を求めたりするなど、発言者（受験生）の個人情報が他の受験生に知られることがないように配慮してください。

16　労働者災害補償保険の特別加入について

知識・技能習得訓練コース（集合訓練）及び障害者向けデュアルシステム訓練における職場実習、実践能力習得訓練コースについては、災害が発生した場合に、それを補償するため訓練生について労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）第 33 条に定める労働者災害補償保険の特別加入の対象者とします。

特別加入の対象となる期間は、企業等での職場実習を実施する期間であり、講習や演習等の座学の期間は加入の対象とはなりません。

特別加入及びその後の関係事務は沖縄県労働政策課において行いますが、対象となる訓練生に対しては、実習期間中の特別加入について、沖縄県労働政策課において手続きを行う旨の説明を委託先より行い、承諾を得てください。

なお、保険料については国から沖縄県に対して交付される予算から支弁することとし、委託先や訓練生が負担するものではありません。

17　訓練受講中の事故発生に備えた取扱い

知識・技能習得訓練コース（集合訓練）及び障害者向けデュアルシステム訓練における職場実習、実践能力習得訓練コースについては、実際の企業現場で訓練を実施することから、訓練中の事故等により受講者が負傷し、あるいは企業の設備や顧客に損害を与える事態に備え、受講者に対して、自身の死亡、負傷、他人に対する損害賠償責任に対する民間保険への加入を勧奨すること。

18　再委託について

本事業においては、委託先が委託業務の全部を一括して第三者に再委託すること、委託業務を分割し、その全部を第三者に再委託すること、契約の主たる部分について再委託することを禁止します。

ただし、職場実習等を行うコースについては、あらかじめ職業能力開発校に再委託承認申請書を提出し、職業能力開発校の書面による承認を得た場合に限り、その部分のみ再委託することができます。その場合において、委託先が本公募の参加者に業務の再委託を行うこと、再委託先が

再委託業務の全部を一括又は分割して第三者に再委託することを禁止します。また、関係会社等との取引であることのみを選定理由とした再委託は原則禁止であり、相見積り徴収の上、最低価格を提示した者を選定すること。相見積りによらない場合又は最低価格を提示した者を選定しない等の場合には選定理由を明らかにした理由書を提出し、その合理性を示すこと。

19　厚生労働省が実施するご意見・ご要望をいただく仕組みのご案内

都道府県から委託を受けた公共職業訓練を現在実施している訓練機関（法人）や今年度または前年度に公共職業訓練を実施したことのある訓練機関（法人）を対象に、公的職業訓練の運営や事務手続き等に関するご意見・ご要望をいただくための Web ページが厚生労働省により公開されています。詳細は、厚生労働省 Web ページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_iken.html）をご確認ください。

なお、本公募に関する質問については、上記 Web ページではなく、１１(2)記載の方法により受け付けますのでご注意ください。